The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	十一世紀中頃における平仮名字体 : 実用的資料と美的資料との連関について
Author(s)	矢田, 勉
Citation	語文. 2013, 100-101, p. 23-37
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70906
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

十一世紀中頃における平仮名字体

―実用的資料と美的資料との連関について―

矢田　勉

一　中古平仮名史研究の課題

平仮名には、日本語表記の最も基礎的な部分を担ってきた側面と、洗練された日本的美意識を担ってきた側面とがあり、手書き書記の時代、殊に文字が社会階層の上位者の専有物に近かった平安時代末期以前にあっては、後者は文字生活史的に見てその重要性を無視し得ないものである。従って、その両側面の関係性と全体像が正しく描き出されて初めて、この時代の平仮名史が十全に明らかにされたことになる。実用的資料は、各時代の平仮名使用のあり方の基幹的部分を反映するもので、書字能力の習得・成熟過程から考えて、美的資料における平仮名用法のあり方に対してもそれを規定する所の大きいことは、容易に理解されるであろう。一方、平安時代の実用的資料における仮名字体の増加傾向の背景を考えた場合、美的資料の側からの実用的資料の書記様式への影響が存したことも、また十分考慮すべき可能性の内にあろう。

しかし、そうした研究を実現しようとするとき、そこには幾つかの大きな資料的制約がある。まず、私文書を含む文書類を中心とする実用的資料に関しては、そもそも現存する資料の少なさが問題となる。同時期に作成されたと見なし得る資料の少なさのために、ある時期の平均的実態を、一つの資料もしくは資料群、それに加うるに前後にあたる時期の資料との比較対照から推測せざるを得ない面がある。しかし、その実用性故に一定の社会的共通性を有するはずであることを考慮すれば、その推測にはある程度の蓋然性を担保することは出来るであろう。

それ以上に大きな困難を有するのが美的資料の場合である。平安期書写と目される仮名古筆の場合、平安時代も後・末期以降、それも能筆家の家系である世尊寺家の藤原伊房（長元三年〔一〇三〇〕～永長元年〔一〇九六〕）とその孫藤原定信（寛治二年〔一〇八八〕～保元元年〔一一五六〕）に至って初めてかなりの確度を以てその筆蹟と目される資料が多く指摘しうるようになるが、(1)

それ以前にあっては伝承筆者の域を越えるものは殆どない。しかも、江戸時代以前の古筆家によって平安期の仮名古筆に与えられた伝承筆者名は、書写年代のみについてさえ、ある程度の蓋然性を有しうるものも殆どない。伊房筆や定信筆の資料が多く藤原公任（康保三年〔九六六〕～長久二年〔一〇四一〕）筆とされたり、後に本稿で検討を加える『高野切本古今和歌集』が、実際には十一世紀の書写と目されるにも関わらず、紀貫之（～天慶八年〔九四五〕頃か）を伝承筆者とするなど、そもそも書写年代の比定自体根拠のないものであることが殆どである。藤原行成（天禄三年〔九七二〕～万寿四年〔一〇二八〕）などは、『関戸本古今和歌集』、『曼殊院本古今和歌集』、『元暦校本万葉集』、『粘葉本和漢朗詠集』、『升色紙』、『針切』、『伊予切』など夥しい数の仮名古筆の伝承筆者とされるほか、『三宝感応要録紙背消息』の伝承筆者ともなっていて、それが事実であれば平安期平仮名史研究にとってこれ以上ない重要な資料となるはずであるが、残念ながらいずれも全く信ずるに足るものではない。

中古の美的仮名資料の文字史的研究を巡る困難は、こうした筆者及び年代の確定のし難さに、まずは集約される。中古の実用的資料の中心をなす消息資料の場合、殆どが紙背文書として伝来したものであるために、年記を有する漢文文書との同時代性等からほぼその書写年代を推定できるのに対し、仮名古筆の場合には奥書を有するものも稀で、年代の推定さえ、書道史研究で行われてきた主観的・審美的判断以外の方法を有しない場合が殆どである。

そうした中にあって、この問題に些かの光明を与える希有な資料が、源兼行（生没年は未詳であるが、治安三年〔一〇二三〕～承保元年〔一〇七四〕の活動が確認される）関連資料である。源兼行の筆蹟としては、『九条家本延喜式』紙背書状がその署名から確実視され、その漢字書体から『平等院鳳凰堂色紙形』[2]・『前田本北山抄巻第三』のような漢字文献、そして更に僥倖として、『桂本万葉集』・『関戸本和漢朗詠集』・『御物雲紙本和漢朗詠集』といった漢字文・平仮名文両方を含む資料の筆者であることが知られ、為にその平仮名の筆蹟も明らかとなって、仮名古筆資料『高野切本古今和歌集第二種』の筆者であることもかなりの確実性を以て判明したものである。先に述べた藤原伊房を遡る仮名古筆筆者としては、その確度の高いほぼ唯一の人物である。

その上、兼行書状を含む『九条家本延喜式紙背文書』には五通の仮名消息が含まれ、漢文文書の年記から長元（一〇二八～一〇三六）頃のものと知られる。これは、この時期の実用的平仮名用法の指標となる資料である。『延喜式紙背消息』五通の中に兼行筆蹟と判断できるものはなく、寧ろ全通とも兼行以外の人物の手によるものとの推定が優先されるべきであるが、同じ書籍の紙背に存在する点からして、社会生活の範囲に関して兼行と重なる部分を有した人物によって書かれたことはほぼ確実で、同時代の、比較的近い文化圏、社会生活圏の中で行われた実用的仮名用法と美的仮名用法の直接的な比較対照をすることができる殆ど唯一の資料群と言って良い。中古の平仮名使用の実態の全体像を解明す

るという些か壮大な目的に対するものとしては、そのごく一部における接点に過ぎないが、しかし、考察を時間的・空間的に拡張していくための貴重な第一の足がかりとすることの出来る資料であることは言を俟たない。

二　十一世紀中頃における実用的な平仮名字体の実態

本稿の筆者は、先に、平安・鎌倉時代において実用的資料に見える平仮名字体のあり方がどのような変遷を遂げたかについて、その調査結果を明らかにした[3]。まずはそのうち『延喜式紙背消息』から明らかになった同時代の実用的資料における平仮名使用に関する史的事実を再確認しておきたい。

実用的資料に見える平仮名字体使用の実態は、平安時代において二度の比較的顕著な変化の時期を有している。一つめは十世紀後半で、資料としては『石山寺本虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』（康保〔九六四～八〕頃）と『藤原公任自筆本北山抄紙背消息』（長徳・長保〔九九五～一〇〇三〕頃）の間の変化ということになる。この時期には、極初期平仮名資料以来存する古層の仮名字体のうち、「ゐ（散／サ）[4]」・「ゐ（数／ス）」・「ゑ・ゑ（乎／ヲ）」といったものが退潮し、それぞれ「さ・ゟ（佐／サ）」・「ま（春／ス）」・「を」といった別の字母から生じた新出の仮名字体に主要な字体の座を取って代わられている（スの仮名としては「ゟ（須）」もこの時期の前後に跨がって使用されている）。この時期、字体の増加そのものはあまり多くない。

二度目の変化は十一世紀後半、資料としては『延喜式紙背消息』から『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』（共に応徳〔一〇八四～六〕頃）の間に起こっている。この時期、漢字の原態に還元することが比較的容易な字体（本稿では以下それを草仮名的字体と呼ぶ）が平仮名体系に多く取り入れられ、仮名字体の数を大幅に増加させている。

即ち、『延喜式紙背消息』は先行する『北山抄紙背消息』と共に、その二つの大きな変革期の中間にあたる時期の資料で、その仮名字体史的特色の概略をいうならば、古層の仮名字体の新出字体との交替が起こっている一方、仮名字体全体の数の増加はまだあまり見られない段階、ということになる。

しかし、細かく見ればこの二資料の間にも全く相違が無いわけではない。その具体的事例を箇条書きで示すならば以下のような諸点である（資料名は略称『北山』・『延喜』で示す）。

・「宇」を字母とするウの仮名について、『北山』は「う」の他に字母「宇」に近い形状の字体の使用例も多い。これは『為家本土左日記』にも使用され、古層の仮名字体の一つであったと考えられるが、先述の「ゐ」「ゑ」よりはやや長く命脈を保ったものであろう（「ゑ・ゑ」については後述）。しかし、『延喜』には既にその使用例がない。

・『北山』ではケの仮名として「け」の他に「ゖ（介）」を使用するが、『延喜』には使用例がない。

・「ゐ」に替わったサの仮名として、『北山』は「佐」を字母と

【表1】『九条家本延喜式紙背消息』使用仮名字体（五通分をまとめて示す）

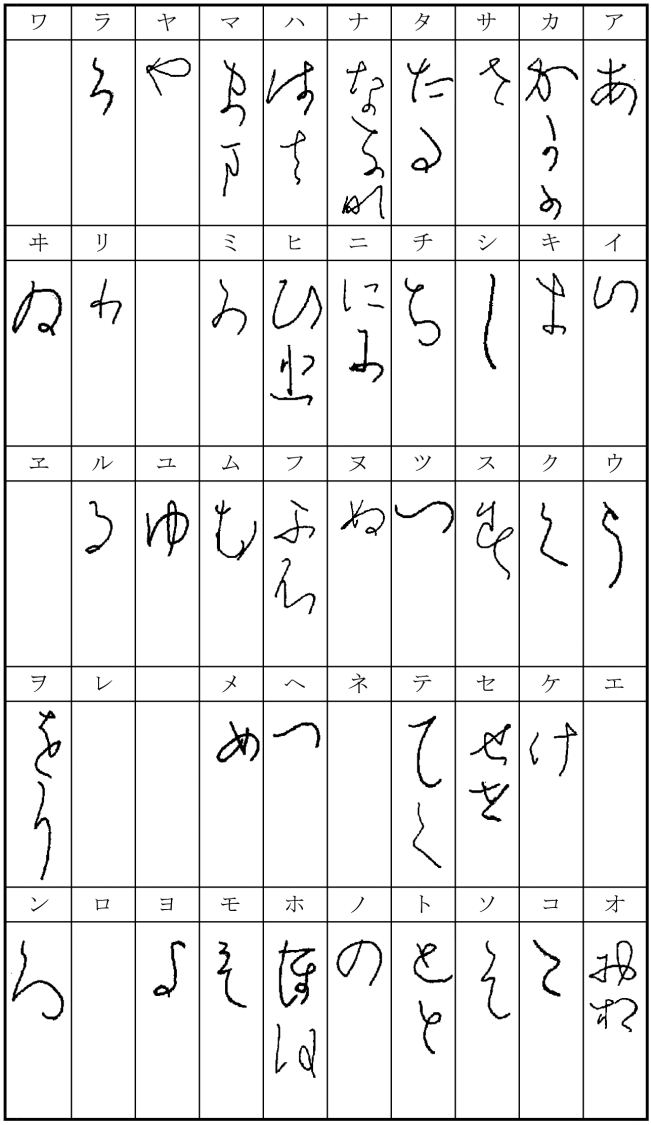

するものを最も多く使用するが（「ゑ」「さ」の例もあり）、『延喜』には「さ」のみが見える。

・テの仮名として、『北山』は「て」のみを使用するが、『延喜』は字母にやや近い形状の「て」を併用する。

・ヒの仮名として『延喜』は「ゑ（悲）」を使用するが、これは『北山』を含め、他の平安期実用的資料にはあまり例の見

えない仮名字体である。[5]

これらについては、必要に応じて以下で分析を加えたい。次節以下での源兼行筆蹟資料との対照の為に、『延喜式紙背消息』五通の使用仮名字体をまとめたものを掲げておく（表1）。[6]

【表2】『高野切本古今和歌集第二種』使用仮名字体

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ

イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	ヰ

ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ヱ

エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	ヲ

オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ン

本節及び次節では、源兼行の筆蹟と目される仮名古筆における仮名字体の使用実態について検討する。本稿では特に『高野切本古今和歌集第二種』・『桂本万葉集』を中心に取り上げる。これら資料群は、『桂本万葉集』の料紙に顕著に表れているように、明らかに内容の鑑賞の他に、あるいはそれ以上に、書としての美的鑑賞をも前提とした写本であると考えられる。

まず本節では、『高野切第二種』の仮名字体について分析する。『高野切本古今和歌集』は、文献学或いは書道史学の方面から『古今和歌集』の現存伝本中最古と見られているものでもある。伝承筆者はいずれの巻も紀貫之とされているが、三人の寄合書とすべきであることが定説で、そのうち第二種が源兼行の筆蹟とされる。

第二種は、巻第二・三・八の一部、巻第五の全巻を存している。前掲表2がその使用仮名字体である。(7)

表1と比較して、一見して使用仮名字体数の多さが分かる。同じ文学作品の写本でも、『為家本土左日記』所用の仮名字体体系が、同時期の実用的仮名資料と大きくは異ならないのに対し、この時期、実用的仮名書記と美的仮名書記とが既に大きくその姿を分かちつつあったことがまず確認できよう。以下、個別字体についての分析・解釈を加えたい。

『延喜式紙背消息』に見えながら本資料に使用されていない仮名字体は「ゐ（万／マ）」一字のみである。後の論の先取りになるが、この字体は『桂本万葉集』にも見えない。この字体は実用的資料では『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』に既に用例が見え、また、同じ『高野切本古今和歌集』でも第一種・第三種には用例が見えるから、これを使用しなかったのは源兼行の個人的傾向によるものと言うべきであろう。

一方、本資料に使用されていながら『延喜式紙背消息』には例の見えない仮名字体は多岐に亘る。そもそも言語量が大きく異なるから数値は参考とすべきものに過ぎないが、その字母自体が『延喜式紙背消息』には見えないものだけで、以下の二〇種に及ぶ。

・衣、幾、具、介、佐、散、志、数、須、所、徒、耳、祢、能、盤、見、舞、呂、和、恵

これらが『延喜式紙背消息』に現れないことの理由乃至背景は、概ね次の四つの場合に分けて考えることが出来よう。

①主として言語量の制約から資料に出現しなかったと考えるべきもの。

・衣（え）、祢（ね・ね）、呂（ろ等）、和（わ）、恵（ゑ）

これらは、前後の時期の実用的資料には共に用例を普通に見出すことが出来、また『延喜式紙背消息』ではその音節そのものの仮名書き例がないもので、『延喜式紙背消息』における不在の理由は主として偶然的要因にあると考えることが出来るものである。

このうち、エの仮名については、この時期の実用的資料においては「江（え）」が第一候補であった可能性もあるが、例のないこと故、確たることは言えない。(8)

②古層の仮名字体であり、美的資料には引き続き使用されていたものの、実用的資料での使用は衰退していたと考えられるもの。

・幾（き）、介（け）、散（さ）、数（ち）

「さ」・「ち」の二字体については、先にも述べたので繰り返さないが、「き」「け」については些か説明を加えておく必要があろう。「き」と「す」はいずれも初期平仮名資料から用例が見え、『土左日記』・『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』・『北山抄紙背消息』では拮抗して用いられている。しかし、『延喜式紙背消息』・『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』以降の平安後末期消息資料では「す」の圧倒的優勢となり、「き」は一時期実用的用途から衰退する。「き」が実用的資料で再び頻用されるようになるのは中世の文書資料になってからである。現時点では仮説として述べうるに過ぎないが、鎌倉期に入ってからの「き」の復活には、美的資料での仮名使用との間接的な関連性を検討する必要があるかもしれない。「け」も、平安期消息資料においては「き」と同様の経緯を辿っている。『土左日記』や『北山抄紙背消息』では「け」と拮抗しているものの、『延喜式紙背消息』以降は使用例が無くなる（『三宝感応要録紙背消息』には僅かに例が見える）。「き」との違いは、鎌倉期文書資料になっても使用頻度に復活傾向が見られない点である。

③古層の仮名字体であり、後世にも使用される仮名字体であるが、いずれの仮名体系でも主用の字体とはなっていなかったもの。

・須（す・ゝ）、所（ふ）、能（ね）、見（み）

「す」は『為家本土左日記』など『延喜式紙背消息』より古い仮名使用の実態を反映すると見られる資料でも使用されるが、それらではスの仮名字体は「ち」が主要なものである。『延喜式紙背消息』ではそれが「ち（春）」に交替しており、古層の体系で第二位の位置にあった「す・ゝ」は使用されなかったものである。尚、「ち」は『醍醐寺五重塔天井板落書』（天暦五年〔九五一〕頃）から出現している。「ふ」も出現自体は古く、『土左日記』や『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』に例が見えるが、やはり「そ・ろ」を凌ぐものとはなっていなかった。「ね」も「ふ」同様、『土左日記』や『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』に例が見えるが、常に「の」に次ぐ字体であった。「み」は『有年申文』（貞観頃〔八五九～七七〕）・『北山抄紙背消息』等の先行資料にも、『延喜式紙背消息』以降の資料にも見えるが、概ね「み」・「ミ」に次ぐ第三位の仮名字体であったといってよい。これらの不在の理由には、①同様、偶然的因子を考慮する必要がある。

④新層の仮名字体であり、美的資料には先んじて摂取されていたが、実用的資料への浸透は未だ広くは起こっていなかったと考えられるもの。

・具（ぐ）、佐（さ）、志（し）、所（ど）、徒（ど）、耳（に）、盤（ば）、舞（ま）

これらのうち、「ぐ」、「ま」については、中世までに視野を広げても、実用的資料で普通に使用された字体ではない。その他については、それぞれ多少説明を加えておく必要があろう。

「は」は『土左日記』・『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』に例があり、「ま」以外のサの字体としては「さ」に先んじて勢力を得つつあったものである。しかし、「さ」も『醍醐寺五重塔天井板落書』には例が存在するなど、字体の出現時期自体は「は」に少なくとも大きく遅れるものではない。或いは、実用的場面における「ま」に替わる主用字体を巡って、「さ」と「は」の選択に関して文字文化圏等の違いによる嗜好差が存したかとも思われるが、より詳しい検討は今後を俟ちたい。

「ま」は『延喜式紙背消息』以前の実用的資料には例が見えないが、『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』以降実用的資料にも用例が現れ、鎌倉期以降には多用される。

「ほ」は同字母の「ふ」と異なり、実用的資料では、『三宝感応要録紙背消息』以降にしか見えず、多用されるようになることもなかった。美的資料でも概ね「ふ」に比して例は少ない。

「ち」は、『醍醐寺五重塔天井板落書』にこの字体である可能性のある例が存するが、確例としては『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿宣旨官牒紙背消息』以降を待たねばならない。それ以降は比較的頻用される。

「り」も、実用的資料での出現は『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』以降であるが、「ち」とは異なり、それ以降も使用頻度は低い。

同様に「を」も、実用的資料での出現は『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』以降で、これらでは比較的多用される。しかしこの字体は実用的資料では平安期消息資料の内に既に勢力が衰退し、鎌倉期文書資料にも殆ど例がない。

以上には、『高野切第二種』には見えて『延喜式紙背消息』には見えない字母に由来する仮名字体について概略をまとめたが、この他に、字母としては両者に存在するが、仮名字体としては『高野切第二種』にのみ見えるものがある。以下のような字母から出来た仮名字体である。

・以（ゐ）、宇（う）、之（し）、春（ま）、多（た）、尓（ん）、乃（の）、美（み）

要するに、崩しの弱い、漢字の原形に近い草仮名的字体が、『高野切第二種』でのみ用いられている、ということである。このことから、草仮名的字体の取り込みによって美的な仮名使用のあり方が成立していったことが改めて窺われるが、中でやや例外的なのは先にも述べた「宇」の場合である。この字母の場合、『高野切第二種』に見えるような漢字に近い形状の仮名字体は、古層の仮名字体体系では「う」と拮抗して使用されていたと見られるものであった。先の、字母の重ならない仮名字体の分類で言えば、③に該当するものである。その他は概ね④に該当する。中では「ん」・「の」は鎌倉期以降、比較的多く使用されるようになる。

『延喜式紙背消息』に対比した場合の『高野切第二種』の仮名字体の際立った特色の一つが、同字母について複数の形状の字体を使用することである。このように、伝統的な字体と恐らく草仮名から摂取したと思われる漢字に近い字体との併用もその一部で

あるが、もう一つ、草体化の方式の異なるものもある。図1に挙げたような例であるが、「さ」「ろ」「ゐ」「れ」「ろ」の様に、旁を大きな円弧若しくは払いとする字体について、次字との断続によって字形を使い分ける場合が多く見られる。その字形差の境界は比較的明瞭で、字体差と見なすことさえ矛盾のない程度のものである。「さ」「ろ」の二態についてはこの筆者の個人的特徴の傾向が強いが、「ゐ」「れ」などは他の美的資料や『三宝感応要録紙背消息』等でも同様に行われることがある。「ろ」の異字形は、『醍醐寺五重塔天井板落書』に見えるほか、藤原道長自筆本『御堂関白記』仮名書き和歌や他の美的資料に稀に見える。

最後に、『延喜式紙背消息』と『高野切第二種』に共通して使用されている仮名字体の内で、注意すべきものについて言及しておきたい。先に『延喜式紙背消息』は、実用的資料において古層の仮名字体が新出の字体に交替する時期に当たると述べた。しかし、「宇」を字母とするものもそうであるが、古層の仮名字体が全く同じ歩調で衰退したわけではない。『延喜式紙背消息』には「ゑ（乎）」が使用されている。ヲの仮名については「を」が既に『因幡国司解案紙背消息』に見えている一方、交替現象の進行は「ゐ」・「ゑ」に比べて緩慢で、『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』や『三宝感応要録紙背消息』でもまだ「ゑ・を」の使用が見られる。他方、美的資料におけるヲの仮名字体の使用実態を見ると、「ゑ・を」の使用傾向には揺れがあり、書道史方面の研究で十世紀半ばの書写とされることのある[9]『継色紙』はこれを使用しない。『三宝感応要録紙背消息』に近い時期の書写の可能性がある『藍紙本万葉集』にも例がない。

一方新層の仮名字体に関して、『延喜式紙背消息』と『高野切第二種』で注意されるのは「ゞ（悲／ヒ）」である。この仮名字体は実用的資料では、『延喜式紙背消息』が最も早い例に当たり、以後も使用仮名字体に関して美的資料の仮名字体に比較的近い様態を示す『三宝感応要録紙背消息』位にしか見えない。『不

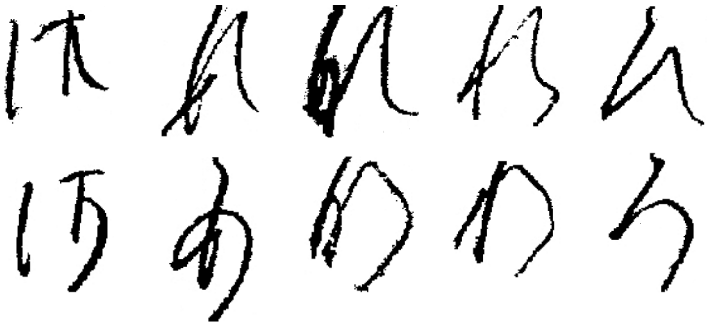

佐／サ　数／ス　那／ナ　礼／レ　呂／ロ

図1・『高野切第二種』において草体化の様式が異なる仮名字体を併用する例

空三蔵表制集紙背消息』等では「ひ」に次ぐヒの仮名字体は「ゃ（日）」である。そうした中で共通して「ゃ」を使用することは、近しい社会集団内での仮名使用のあり方の類似性を示すものとも見える。

四　源兼行筆蹟資料（2）――桂本万葉集

次に検討したい『桂本万葉集』（巻四の零巻のみ残存）の仮名字体は、体系的にも、個別字体の形状としてもやはり『高野切第二種』に酷似しており、両者が同筆であることは揺るがないであろう。本資料の『高野切第二種』との一番大きな違いは、文献の内容的性質から、漢字表記部分と仮名表記部分が交互に現れることであるが、同じ筆者と目される資料では『関戸本和漢朗詠集』や『雲紙本和漢朗詠集』もその点で同様である。

それに加えて、本資料の仮名表記部分には、『高野切第二種』には見られない特徴がある。[10]『高野切第二種』が全体に亘って均質的に書写されているのに対して、『桂本万葉集』の仮名書き部分は、大きく分けて、『高野切第二種』に近い平均的書法の他に、草仮名的字体を多く含む部分[11]と、上下左右の文字が重なるほどに大きな運筆との三態を示す。[12]後掲図2に、その三者を比較してみた。そうした特徴は、『関戸本和漢朗詠集』・『雲紙本和漢朗詠集』にも見え、漢字表記との交用に関わりある技巧と考えられようか。平均的部分・運筆の大きい部分（仮に合わせて連綿的部分と呼ぶ）と、草仮名的部分との相違は、先に見た同一字母に発する仮

図2・『桂本万葉集』における同一字体の様式の相違

①通常部分（上）と草仮名的部分（下）の字形差の例

〈オ〉　〈キ〉　〈ク〉　〈ケ〉　〈ハ〉　〈ホ〉　〈ミ〉　〈ロ〉

②通常部分（右）と運筆の大きい部分（左）との筆勢差の例

〈る（サ）〉

※「る」の上部が前字「し」の半ばにまで達している。

【表3】『桂本万葉集』連綿的書写部分使用仮名字体

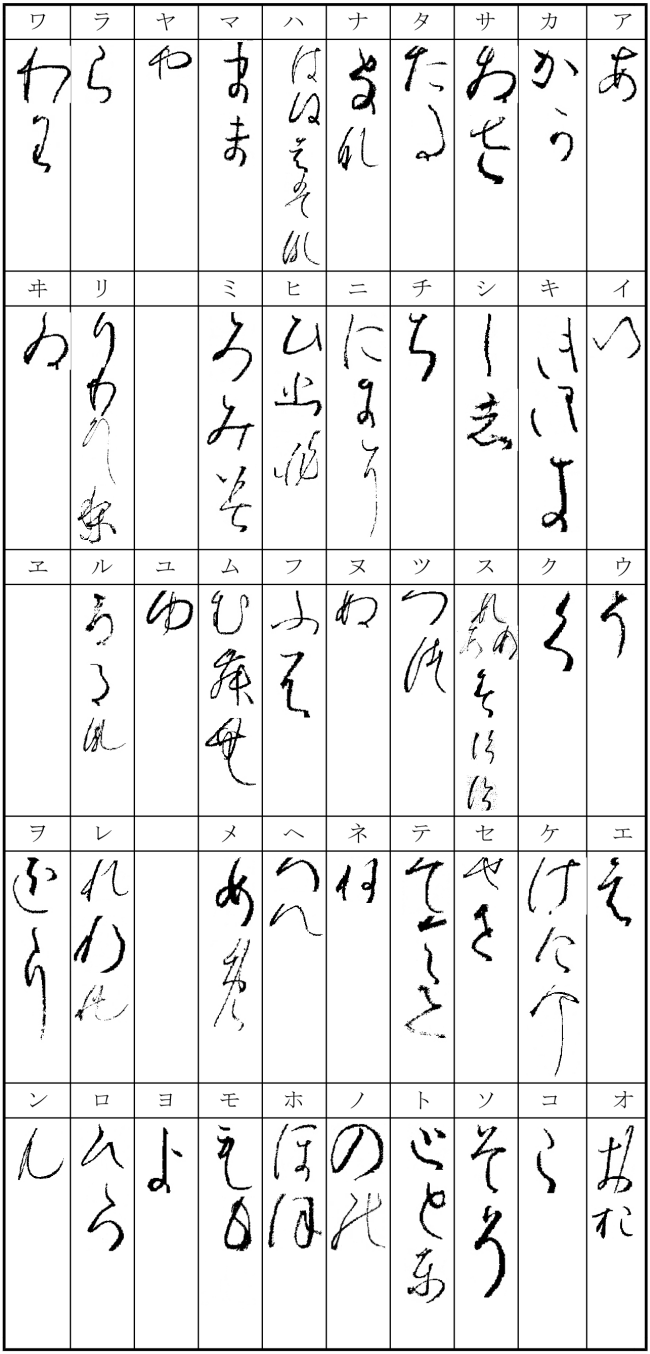

【表4】『桂本万葉集』草仮名的書写部分使用仮名字体

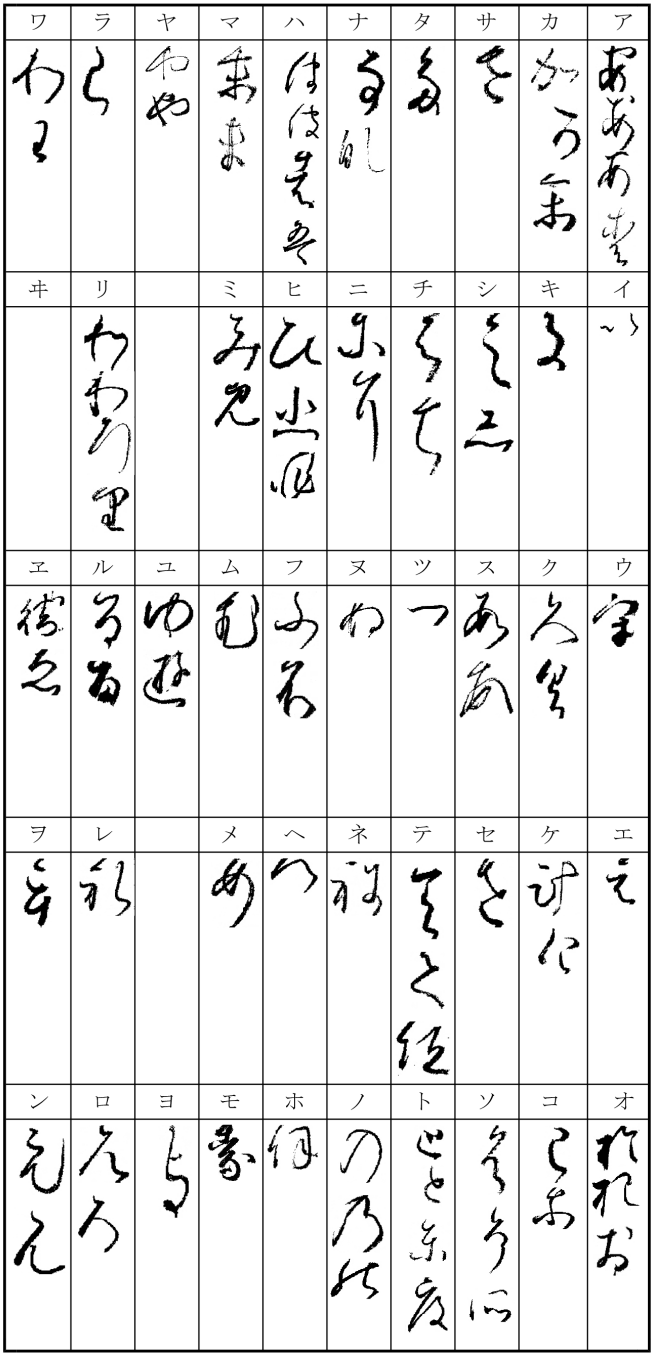

名字体に見える字形差のみならず、字体の選択そのものにも及ぶから、その両者に分けて使用字体を示す（表3・4）[13]。

この二つの表を対照すると、「愛（愛／ア）」「閑（閑／カ）」「古（古／コ）」「伊（伊／テ）」「度（度／ト）」「蒙（蒙／モ）」「遊（遊／ユ）」「衛（衛／エ）」のように草仮名的部分にのみ使用される仮名字体が見えるとともに、『高野切第二種』に併用され

ていた字体が、『桂本万葉集』では書写態度の相違によって使い分けられているケースが複数指摘できる。以下のようなものである（いずれも前者が連綿的部分、後者が草仮名的部分の用字）。

・い―ゐ、ゝ―も、ま―ま、ね―ね、ん―ん

一方、装飾的に思われる仮名字体のうち、「ほ（頗／ハ）」「み（美／ミ）」「ま（舞／ム）」「む（無／ム）」「め（免／メ）」「り（梨／リ）」「ル（流／ル）」「れ（レ／禮）」などは寧ろ連綿的書写、それも時として運筆の大きい部分に例が見える（「ほ・ル・れ」）。これらは典型的な草仮名的字体とは別水準の認識をされていたものと考えられ、各々の仮名字体が同時代的に担っていた意味合い或いは文字意識については、それぞれ慎重に具体的資料から判断されなければならないことを示す例である。

また、連綿的部分において「毛」を字母とするモの仮名に複数の字形が発生しているのも注目される。後に、モの仮名は甚だ多くの異字形を産出することになるが、それが先述「ね」「ろ」などと同様、美的書記の世界に於ける同字母異字形創出の傾向から生じたものであることが窺われるからである。

五　まとめ

最後に、以上に見てきたところから窺われる、十一世紀中頃における実用的資料と美的資料の使用仮名字体の関係のあり方の一端についてまとめておきたい。

両者の間の基本的関係としては、実用的資料所用の仮名字体を基本とし、美的資料はそれに他の字体を加えてバリエーションを豊かにしたものであるということは揺るがない。その際、どのようにして字体のバリエーションを増加させているかという点については、いくつかの経緯を指摘できる。

(1) 同一字母に由来するものに、異なる草体化の様式を付与することによって生じた異字体・異字形の併用。

―「も」「ろ」など

(2) 既存の仮名字体と同一字母に由来するが草仮名的な異字体の併用。

―「ゐ」「は」「も」「ま」「ね」など

(3) 実用的資料で退潮の傾向にあった古層の字体の継続的使用。

―「す」「ま」「ね」など

(4) 美的資料でのみそれ以前からの使用が見える平仮名字体の継続的使用。

―「け」「す」「ま」「め」など

(5) 美的資料においてもこの頃新たに平仮名に摂取されたと思われる新層の平仮名字体の使用。

―「ま」「ま」「む」「め」「ほ」など

(6) 美的資料においてもこの頃新たに平仮名に摂取されたと思われる草仮名的字体の使用。

―「ま」「ま」「ま」「ま」「ほ」など

以上は、書道史研究の方面で源兼行筆跡資料と認めることが定説化している資料群について、そのことを妥当なものと前提した

上での立論である。結果として、『延喜式紙背消息』と共通して見える仮名字体「ゟ」の使用や、逆に「ゟ」の使用例が殆どない点など、今回の検討の範囲からは『延喜式紙背消息』とそれらの資料が時間的・空間的に近い範囲の文字文化圏にあるという推測には矛盾がないと見られる。

しかし、書道史研究における古筆の筆者推定が純粋に客観的な方法によるものと言えない以上、言語史研究の一分野乃至隣接分野としての文字史研究においては、これら資料を源兼行の筆蹟とする判断も含め、その論証の妥当性に関して、今後、実用的資料と美的資料との関連についての研究の対象範囲を拡大させて行く試みの過程で、繰り返し批判し直していかなければならないことは勿論である。

注

（1）伊房筆とされる仮名古筆の代表は『藍紙本万葉集』で、田中親美によってその説が示され、現在書道史研究者のほぼ共通した見解となっている。『前田本北山抄巻第三・巻第七』（後に言及する源兼行筆とは別書）が奥書の記述内容より伊房筆と見なされ、それとの筆蹟の一致を根拠とするものである。他に『尼子切（拾遺和歌抄）』『大色紙』『十五番歌合』『唐紙本朗詠集』といったものもその筆蹟と考えられている。定信筆とされる仮名古筆の遺品としては『金沢本万葉集』、『西本願寺本三十六人集』中の『順集』・『中務集』・『貫之集下』等が指摘されており、このことも書道史研究者の間ではほぼ一致した見解であるとみて良いであろう。伊房の子で定信の父である藤原定実についても、『西本願寺本三十六人集』中の『人麿集』・『貫之集上』、『元永本古今和歌集』『巻子本古今和歌集』『下絵拾遺抄切』等がその筆蹟と指摘されることがあるが、こちらについては、「定実の真跡と認めることができる古筆は無い」（春名好重『古筆大辞典』淡交社・一九七九、九七七頁「藤原定実」の項）といった否定的見解もある。

（2）この資料を源兼行筆とする根拠の一つとされる平等院の記録の内容を含め、この筆者の推定については『日本名筆全集　第一期巻三』（書芸文化院・一九七二）の飯島春敬氏解説「高野切」に詳しい。

（3）拙著『国語文字・表記史の研究』（汲古書院・二〇一二）第三編第二章「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」初出は『国語文字史の研究　四』（和泉書院・一九九八）。

（4）以下この書式で、この変体仮名が万葉仮名「散」を字母とする音「サ（・ザ）」の仮名字体であることを示す。

（5）『三宝感応要録紙背消息』には例が見えるが、『延喜式紙背消息』以前の消息資料及び『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』・『諸仏菩薩釈義紙背消息』・『文泉抄紙背消息』といったそれ以外の十一世紀後半以降の消息資料にはいずれも用例が見えない。

（6）当該資料には『日本名筆全集　平安時代篇　第十六巻』（書芸文化院・一九五七）、『日本名跡叢刊100　平安―仮名消息』（二玄社・一九八六）、『東京国立博物館古典籍叢刊　九条家本延喜式』（思文閣出版・二〇一一～刊行中）といった影印があるが、汚損、虫損、裏打等の為にいずれも写真では不鮮明な所があるので、『日本名筆全集』を元に筆者がトレースしたものを掲げる。なお、第二通に「す」とも見える仮名字体が存するが、確例とは言い難いので、表には採っていない。

（7）調査および集字は『日本名筆選3　高野切第二種』（二玄社・

一九九三）による。

（8）『延喜式紙背消息』以前の資料はア・ヤ行のエの音韻的区別があったと考えられるから事情が異なるが、そのいずれかの音節の用例を有する『因幡国司解案紙背消息』（延喜頃〔九〇一～二三〕）・『虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息』からはいずれも「ゑ」のみが見出される。後の時期のものとしては、『不空三蔵表制集紙背消息』・『灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息』は「ゑ」を最も多く用いるが、「え」・「ゑ（盈）」を併用する。

（9）『日本名筆選13　継色紙』（二玄社・一九九三）島谷弘幸氏解説など。しかし一方、名児耶明氏『書の見方』（角川学芸出版・二〇〇八）九六頁が十一世紀の書写とする説を並記するなど、書道史研究の分野では近年に至ってもこの年代推定は確定し得ていない。

（10）巻第五の最終歌に、それまでは出現が稀で、やや草仮名的な字体を多用する、といった僅かな偏りは見られる。次注に挙げる第三種のあり方からすれば、非現存部分にもっと異質な書法が交用されていた可能性も無くはない。

（11）一巻の中において草仮名的な書法を交えることは、『高野切第三種』における一〇〇七・一〇〇八番歌など、同時代の別資料にも見える技法である。

（12）例えば、現存部分の巻頭の五三〇番歌から五八五番歌までは運筆のやや大きい部分を含みつつ概ね平均的書法であるが、切り取り部を挟んで七三九番歌から七四八番歌は明らかに草仮名的な字体を多く含む。七四九番歌からは一転して大きな運筆に転ずる。七八五～七八八番歌は再び草仮名的である。

（13）調査および集字は『日本名筆選27　桂本万葉集』（二玄社・一九九四）による。

（やだ・つとむ　本学大学院准教授）